

議案第244号

市の区域内に新たに生じた土地の確認について（此花区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

- 1 場 所 大阪市此花区夢洲東一丁目地先
(別図中斜線で表示された地域)
- 2 面 積 54,800.00平方メートル

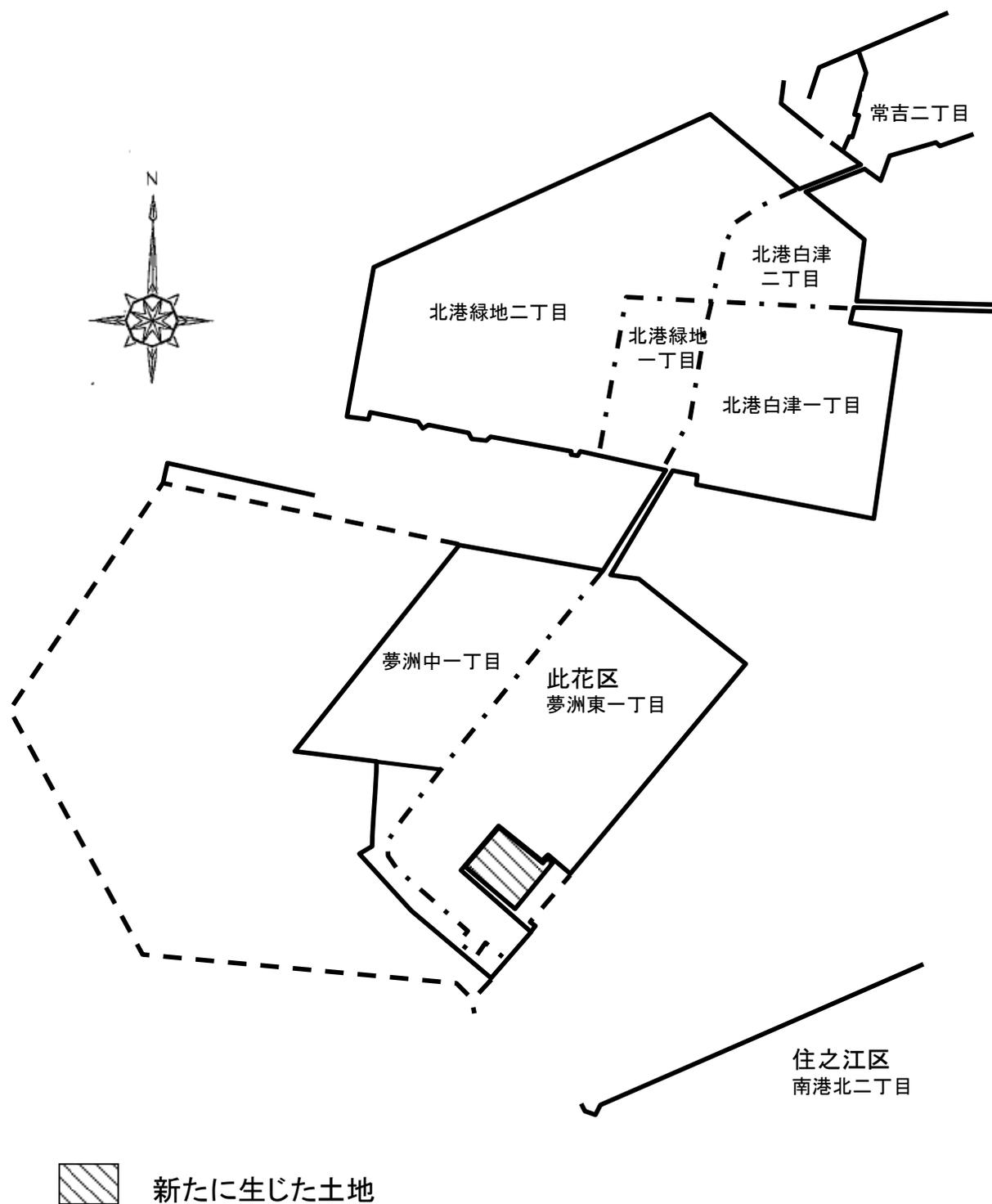
平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

北港埋立てにより本市の区域内に新たに生じた土地を確認する必要があるため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この案を提出する次第である。

別図



(参 考)

地方自治法（抄）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

省 略